

## 下請法を学ぼう！(第1回)

下請法(正式名称:下請代金支払遅延等防止法)は、下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護等を目的として昭和31年に制定された法律です。企業のコンプライアンス(法令遵守)が求められている現在、下請法を理解しておくことは企業にとって大変有益なことです。本欄では、下請法について今後数回に分けて解説します。今回は第1回目として、「下請法の対象となる取引」についてです。

下請法では、適用の対象となる取引の範囲を「取引の内容」と「取引当事者間の資本金の区分」の両面で定めています。

下請法の適用対象となる「取引の内容」は、①製造委託(プライベート・ブランド商品の製造・加工委託、自動車部品の製造・加工委託、受注生産品に用いる部品、金型等の製造委託、等)、②修理委託(請け負った自動車修理業務の委託、(自社で修理業務を行っている場合に)自社で使用する物品の修理業務の一部の委託、等)、③情報成果物の作成委託(ソフトウェアの開発委託、商品(衣料品)のデザインの作成委託、クライアントから受注したCMの制作委託、等)、④役務提供委託(請け負った貨物運送業務の一部経路の運送委託、請け負ったメンテナンス業務の一部であるビルの清掃委託、等)の4つに大別されます。

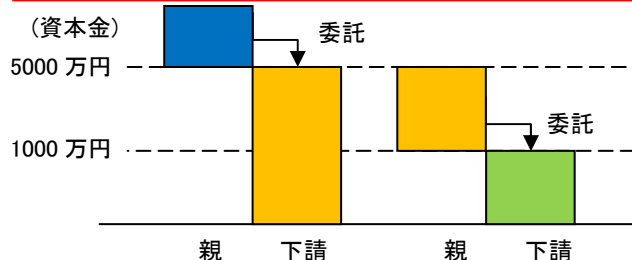
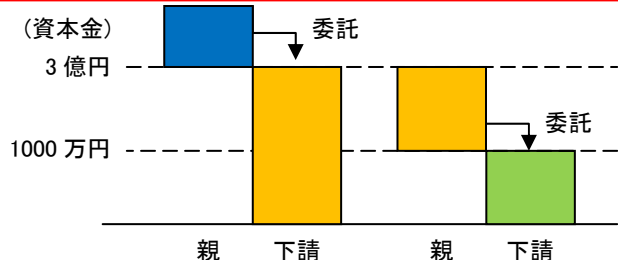
この中でも①製造委託、③情報成果物作成委託については、事業者が製造、作成に関して仕様等を指定して他の事業者へ委託する場合に該当となり、標準品、汎用品の取引は①製造委託、③情報成果物作成委託に該当しませんが、事業者が一部でも自社向けの仕様を指定したり、マークやラベルを付けて納入させる場合や自社のプライベート・ブランド商品の製造を他の事業者へ委託する場合は①製造委託、③情報成果物作成委託に該当します。④役務提供委託については、他の事業者から請け負った役務を再委託する場合に該当となり、自社が自ら利用する役務の委託は対象となりません。また、建設業を営む者が請け負う建設工事は、建設業法が適用されることから下請法の対象外となります。

「取引当事者間の資本金の区分」では、A資本金が3億円を超える事業者が、資本金3億円以下の事業者に対し、B資本金が5千万円を超える事業者が、資本金5千万円以下の事業者に対し、C資本金が1千万円を超える事業者が、資本金1千万円以下の事業者に対し、委託をする場合に下請法の対象となり、詳細は下図のとおりです。(例外 資本金が3億円を超える事業者が、資本金が3億円以下の事業者に委託をする場合は対象となりますが、資本金が3億円を超える事業者に委託する場合は対象とはなりません。)

「取引の内容」と「取引当事者間の資本金の区分」の両方に該当する取引において、委託する事業者を「親事業者」と、委託を受ける事業者を「下請事業者」といいます。

①製造委託、②修理委託、③情報成果物委託(プログラム作成に係るもの)、④役務提供委託(運送、倉庫保管及び情報処理に係るもの)

③情報成果物委託(プログラム作成に係るものを除く)、  
④役務提供委託(運送、倉庫保管及び情報処理に係るものを除く)



お問い合わせは 公正取引委員会事務局東北事務所 下請課 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎  
TEL022-225-8420(直) FAX022-261-3548